

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
ゴルフを核としたまちの活性化
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
三木市
- 3 地域再生計画の区域
三木市の全域
- 4 地域再生計画の目標

三木市は、ゴルフ場数が西日本一を誇るまちであるが、レジャーの多様化や高齢化に伴うゴルフ人口の減少とともに、ゴルフ場利用者等を市内の観光・商業施設へ誘導できていないため、まちの活性化につながっていない状況である。

そこで、三木市の貴重な財産であるゴルフを活かし、ゴルフ産業を振興することで、まちの活性化を図る。そのために、商工会議所やゴルフ場連絡会、観光協会などで構成する三木市ゴルフ協会と三木市、そして市民が連携して「ゴルフのまち三木」をPRし、ゴルフ人口の増加を図るとともに、市内の観光・商業施設等と連携し、まちの活性化に繋げる。

【数値目標】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
ゴルフ場利用者数 (プレーヤー)	1,086,000 人	1,094,000 人	1,102,500 人
ジュニア育成のゴ ルフ教室・スナッグ ゴルフ大会参加者 数	1,050 人	1,100 人	1,200 人
スタンプラリー参 加者数	10,000 人	20,000 人	35,000 人

- 5 地域再生を図るために行う事業
- 5-1 全体の概要

三木市の貴重な財産であるゴルフを活かし、まちの活性化を図るため、「ゴ

「ゴルフのまち三木」のPRによりゴルフ人口の増加を図るとともに、ゴルフ場利用者を市内の観光、商業施設等に誘導する仕組みづくりを行う。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業
地方創生推進交付金【A3007】

(1) 事業主体

三木市

(2) 事業の名称及び内容：ゴルフを核としたまちの活性化

三木市、民間事業者、市民が一体となり、次の役割分担の下、それぞれの力を活かしてゴルフ振興に取り組み、まちの活性化につなげる。

① 役割分担

ア 三木市

財政支援、事業のコーディネート（調整役）、事業企画支援

イ 民間事業者

(ア) 三木市ゴルフ協会

事業の実施主体、地域活性化への協力、事業企画とPR

(イ) 観光施設

宿泊パッケージの提供、特産品の斡旋販売、ゴルフ客への特典

ウ 市民

大会サポートボランティア、地場製品の販売、市外からの観光客のおもてなし、「生涯スポーツ」としてのゴルフを楽しむ

② 事業内容

ア 三木市PR事業

(ア) レディーストーナメントの開催

トッププロを目指す女子プロゴルファーのトーナメントを開催し、「ゴルフのまち三木」をPRし、三木市の知名度と魅力の向上を図る。

(イ) プロアマ大会の開催

トーナメントの開催に先立ち、トーナメントに参加する女子プロと市内25か所のゴルフ場から選抜された75人（各ゴルフ場3人）

のアマチュアゴルファーとのプロアマ大会を開催し、「女子プロと交流できるまち三木」をPRする。

(ウ) 市民ボランティアによる大会運営

トーナメントの開催に当たっては、ボランティアスタッフを市民から募集し、市民参加型のトーナメント運営を行い、「ゴルフを市民の手で盛り上げるまち三木」をPRする。

イ 地域活性化事業

(ア) スタンプラリーの開催

市内ゴルフ場のスタンプラリーを実施することで、リピーターを増やすとともに、5か所以上のゴルフ場でプレーしたゴルファーに対して三木市の特産品を贈呈するなど、産業の振興と市内の賑わいづくりを創出する。

(イ) 1,000人コンペの開催

スタンプラリーの開催に当たり、市内の25か所のゴルフ場（各ゴルフ場40人で計1,000人）で一斉にコンペを開催し、スタンプラリーへの参加促進を図る。

ウ ジュニア育成事業

(ア) ジュニアゴルフ教室の開催

市内のゴルフ場に在籍するプロゴルファーの指導によるジュニアゴルフ教室の開催や市内のゴルフ場と連携した無料ラウンド体験を通じて、将来のゴルフ人口の増加を図るとともに、青少年の健全育成と生涯スポーツを推進する。

(イ) スナッグゴルフ体験事業

小学生を対象に、プレーやルールにゴルフの要素を取り入れたスナッグゴルフ体験事業を実施し、早い時期からゴルフの楽しさを伝える。

(3) 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本計画の推進によるゴルフ場来場者の増加に連動して、市内ゴルフ場からの事業協力金及びゴルフ場利用税交付金の増加が見込まれる。また、ゴルフトーナメントのブランド化により、開催協賛金を募るとともに、テレビ放映料を低減していく中で自立性を高める。

【官民協働】

三木市ゴルフ協会は、商工会議所、ゴルフ場連絡会、観光協会、三木市で構成されており、官民の連携による事業運営を図る。また、事業の推進に当たっては、市の補助金に加え、市内企業等からの協賛金を得て事業を進めていく。

【政策間連携】

- ① スタンプラリーの実施に当たり、市内特産品を活用することで、地場産業の積極的なPRを推進する。また、ゴルフ場利用者が市内の観光・商業施設を訪れ、買い物等を楽しんでいただく仕組みづくりを行うなど、ゴルフ産業を含む地場産業の振興を図る。
- ② ゴルフ場と市内の歴史遺産などの観光施設や道の駅などの商業施設、宿泊施設（ネスタリゾート神戸）とが連携し、ゴルフを核としたまちおこしを図る。
- ③ 市内ゴルフ場を訪問するゴルファーを増やし、ゴルフ場において緑が丘における「生涯活躍のまち」のPRをし、市の生涯活躍のまちの推進による定住促進、郊外型住宅団地の再生を進める。

(4) 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
ゴルフ場利用者数 (プレーヤー)	1,086,000 人	1,094,000 人	1,102,500 人
ジュニア育成のゴルフ教室・スナッグ ゴルフ大会参加者数	1,050 人	1,100 人	1,200 人
スタンプラリー参加者数	10,000 人	20,000 人	35,000 人

(5) 評価の方法、時期及び体制

庁内各部の施策評価や外部組織である「三木市創生計画策定検証委員会」により、目標に向けた事業の達成度や方向性を確認する。また、より事業効果を上げるためにPDCAを活用し、見直し（ローリング）を加え、中長期的な視野での改善も図っていく。検証時期は、平成 29 年 3 月以後、各

年度の3月とし、検証結果は、市ホームページで公表するとともに、議会においても検証する。

(6) 交付対象事業に要する費用

法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 115,000 千円

(7) 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日（3カ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

毎年度3月に、庁内各部の施策評価や外部組織である「三木市創生計画策定検証委員会」により、目標に向けた事業の達成度や方向性を確認する。また、外部組織の検証結果を踏まえて、市議会の議員総会において報告し、検証する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月 末
ゴルフ場利用者数 (プレーヤー)	1,086,000人	1,094,000人	1,102,500人
ジュニア育成のゴ ルフ教室・スナッグ	1,050人	1,100人	1,200人

ゴルフ大会参加者数			
スタンプラリー参加者数	10,000人	20,000人	35,000人

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
ゴルフ場利用者数（プレーヤー）	各ゴルフ場から聞取り
ジュニア育成のゴルフ教室・スナッグゴルフ大会参加者数	三木市ゴルフ協会から聞取り
スタンプラリー参加者数	各ゴルフ場から聞取り

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

毎年度末に三木市ホームページに掲載する。